第十四・四十六条　差止命令

各締約国は、司法上の決定が知的財産権の侵害を認定する場合には、自国の司法当局が、侵害者及び適当なときは関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対し、その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することができることを確保する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

第十四・四十七条　損害賠償

1　各締約国は、民事上の司法手続において、自国の司法当局が、知的財産権を侵害する活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、侵害の結果として権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2　各締約国の司法当局は、知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益を含めることができる。）を考慮することができる。

3　締約国は、自国の法令において1に規定する損害賠償の額を決定するための推定（注）について定めることができる。

注　この推定には、損害賠償の額が次のいずれかの額であるとの推定を含めることができる。

(a)　少なくとも、権利者による知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額（合理的な使用料を含めることができる。）であって、知的財産の許諾を得ない使用について権利者に補償するためのもの

(b)　侵害行為により侵害者が得た利益の額

(c)　権利者の知的財産権を侵害する物品（実際に第三者に譲渡された物品に限る。）の数量に侵害行為がなかったならば権利者が販売していたであろう物品の単位数量当たりの利益の額を乗じた額

第十四・四十八条　費用

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十九条　著作者又は所有者の推定

1　各締約国は、文学的又は美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者本人と認められ、その結果、権利の侵害について訴えを提起することを認められるためには、当該著作者の名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りることを確保する。

2　締約国は、著作権に関連する権利の保護された対象事項に関し、当該権利の権利者について1の規定を準用することができる。

第三款　営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

第十四・五十条　民事上の手続及び救済

1　各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合には、当該営業秘密の保有者がそのような取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定める。

2　各締約国は、自国の法令に従い、自国の司法当局が、関連する民事上の司法手続に関係する当事者、その弁護士その他の者に対し、営業秘密又は営業秘密として申し立てられたもの（十分な理由が付された利害関係者による申立てに応じて自国の司法当局が秘密（注）と認定し、かつ、当該当事者、その弁護士その他の者が当該民事上の司法手続に参加することにより知るに至ったもの）の使用又は開示を行わないよう命ずる権限を有することを定める。

注　締約国は、自国の司法当局が秘密保持命令により営業秘密を秘密と認定することができることを定めることができる。

3　各締約国は、関連する民事上の司法手続において、自国の司法当局が少なくとも次の権限を有することを定める。

(a)　公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示を防止するための差止めによる救済を命ずること。

(b)　公正な商慣習に反する方法により営業秘密を取得し、使用し、又は開示していたことを知っていた又は知っているべきであった（注）者が、当該営業秘密の保有者に対し、当該営業秘密のそのような取得、使用又は開示により被った実際の不利益に相応する損害賠償の支払を命ずること。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであった」を「知らないことについて重大な過失があった」と解釈することができる。

(c)　公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示の申立てに関する民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの秘密性を保護するため、特定の措置をとること。当該特定の措置には、自国の法令に従い、特定の文書の全部又は一部へのアクセスを制限すること、審理及びこれに対応する記録又は写しへのアクセスを制限すること並びに営業秘密を含む箇所が削除され、又は編集された秘密を含まない版の司法上の決定を利用可能とすることの可能性を含めることができる。

(d)　民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの保護に関し、2に定める司法上の命令に違反した当該司法手続に関係する当事者、その弁護士その他の者に対して制裁を科すこと。

4　締約国は、公正な商慣習に反する行為が、自国の関係法令に従い、不当行為、不法行為若しくは違法行為を明らかにするため又は法令により認められた正当な利益を保護するために行われた場合には、1に規定する民事上の司法手続及び救済を定めることを要求されない。

第四款　国境措置に係る権利行使

第十四・五十一条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、輸入され、又は輸出される物品（注1）に関し、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示（注2）、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止し、又はこれを留置するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持する。

注1　この条の規定の適用上、欧州連合については、「輸入され、又は輸出される物品」とは、税関管理の下にある物品であって、関税領域に持ち込まれ、関税領域から持ち出され、関税領域に一時蔵置され、税関手続の下に置かれ、又は再輸出されるものをいう。

注2　日本国は、地理的表示に関し、自国の法令に従い、適当な権限のある当局による行政上の措置であって、侵害の疑いのある物品の国内市場への解放を防止するためのものを定めることにより、この条に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、1に規定する申立てが認められ、又は記録された場合に当該申立てを自国の税関当局が管理する電子的なシステムを設ける。

3　各締約国の税関当局は、1に規定する申立ての提出から合理的な期間内に、当該申立てを認め、又は記録することを決定する。

4　各締約国は、1に規定する申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。